

家財保険 包括契約特約

<目次>

第1条（この特約の適用条件）
 第2条（用語の定義）
 第3条（包括的な事務取扱い）
 第4条（ご契約時の告知義務）
 第5条（ご契約後の通知義務）
 第6条（保険契約の解約）
 第7条（保険契約の継続）
 第8条（保険証券等の不発行）
 第9条（普通約款の適用除外）
 第10条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、お客様がこの特約について合意がある場合に適用します。

第2条（用語の定義）

この特約条項において使用する用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
住宅管理会社	被保険者が入居する住宅を管理する者をいいます。
貸主	住宅の所有者または転貸人をいいます。
包括契約	お客様の事務負担を軽減すること、および弊社の諸経費を抑制することにより、この特約を適用しない保険契約よりも低廉な保険料を実現することを目的とする保険契約をいいます。
包括契約事務委託先	お客様が、第3条（包括的な事務取扱い）に掲げる事務を委託する住宅管理会社または貸主のことをいいます。なお、普通約款および特約に定められたお客様の義務はお客様に帰属したまま、義務を果たす際の事務を、包括契約事務委託先へ委託するものとします。

第3条（包括的な事務取扱い）

この特約が付帯された場合において、お客様は、次に掲げる事務を包括契約事務委託先へ委託しなければなりません。この場合において、包括契約事務委託先が弊社に対して行った行為については、お客様が行ったものとみなします。

- （1）第4条（ご契約時の告知義務）第1項に関する事務。
- （2）第5条（ご契約後の通知義務）第1項に関する事務。
- （3）第6条（保険契約の解約）第1項に関する事務。
- （4）第7条（保険契約の継続）第2項に関する事務。

第4条（ご契約時の告知義務）

1 この特約が付帯された場合において、お客様は保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求めた次の各号（以下「告知事項」といいます。）について、包括契約事務委託先を通じて、弊

社に事実を正確に告げなければなりません。

- (1) お客様の氏名または名称及び生年月日（お客様が法人の場合は名称のみ）。
- (2) お客様の住所または本店所在地。
- (3) お客様の携帯電話番号（持っていない場合は「なし」と告知）。
- (4) 被保険者の氏名または名称及び生年月日（被保険者が法人の場合は名称のみ）。
- (5) 住宅の住所。
- (6) 住宅の用途。
- (7) 賃貸借契約の開始日（保険始期日と同じ）。

2 弊社は、保険契約締結の際、お客様が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、お客様に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 第2項の事実がなくなった場合。
- (2) 弊社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。
- (3) お客様または被保険者が、普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって更正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

4 第2項の規定による解除が、普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第6項の規定とはかかわりありません。

5 第4項の規定は、第2項の事実に基づかずに発生した普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

6 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（ご契約後の通知義務）

1 この特約が付帯された場合において、保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、お客様は、包括契約事務委託先を通じて、遅滞なく、その旨を弊社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

- (1) お客様の氏名または名称及び生年月日を変更したこと（お客様が法人の場合は名称のみ）。
- (2) お客様の住所または本店所在地を変更したこと。
- (3) お客様の携帯電話番号を変更したこと、または携帯電話の所有の有無を変更したこと。
- (4) 被保険者の氏名または名称及び生年月日を変更したこと（被保険者が法人の場合は

名称のみ)。

(5) 住宅の住所を変更したこと。

(6) 住宅の用途を変更したこと。

2 弊社は、お客様が第1項(1)から(6)の事実が発生しているにもかかわらず、第1項の手続きを怠った場合には、第1項(1)から(6)の事実が発生した時またはお客様がその発生を知った時から弊社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、お客様が第1項の手続きを行ったとしても、弊社が承認していたと認められる場合は、保険金をお支払いします。

3 弊社は、第1項(6)の事実がある場合において、住宅の用途を住宅以外へ変更した場合は、お客様の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、第8項の規定とはかかわりありません。

4 第1項の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。)が生じた場合において、お客様または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同項の通知をしなかったとき、または、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

5 第4項の規定による解除が普通約款第3条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じたときから、解除がなされたときまでに発生した普通約款第3条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害に対しては、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第8項の規定とはかかわりありません。

6 第5項の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した普通約款第3条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害については適用しません。

7 第3項および第4項の規定は、弊社が、同項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または危険増加が生じたときから5年を経過した場合には適用しません。

8 第3項および第4項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(保険契約の解約)

1 この特約が付帯された場合において、保険契約締結の後、住宅管理会社の変更や退去(被保険者が入居する住宅からの退去をいいます。以下同様とします。)により、住宅管理会社または貸主が包括契約事務委託先でなくなる場合には、お客様は、包括契約事務委託先を通じて、遅滞なく、その旨を弊社に申し出て、解約を請求しなければなりません。

2 包括契約事務委託先が第1項の請求を怠った場合は、弊社は、住宅管理会社の変更日または退去日にさかのぼって、この保険契約を解約することができます。

3 お客様は、郵送または電磁的方法により、弊社所定の書面にて弊社に通知することにより、この保険契約をいつでも解約することができます。

<p>4 第3項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p>
<p>第7条（保険契約の継続）</p> <p>1 弊社は、この保険契約を継続する際には、保険終期日の60日前までに、継続契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「継続案内書」といいます。）を郵送または電磁的方法により、お客様へ通知します。ただし、普通約款、特約条項および保険料率について、お客様にとって不利益が生じる変更を行う場合を除きます。</p> <p>2 第1項の継続案内書の記載内容に変更すべき事項があるとき、または継続しないときは、お客様は、この保険契約の満了する日の30日前までに、包括契約事務委託先を通じて、弊社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第4条（ご契約時の告知義務）の規定を適用します。</p> <p>3 弊社は、第1項の規定により継続案内書を送付した場合において、お客様より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、継続案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を継続します（以下「継続契約」といいます。）。以後、継続契約が満了する都度同様とします。</p> <p>4 弊社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。</p> <p>5 継続契約に適用する保険料（付帯される特約の保険料を含みます。）は、各継続契約の初日における弊社の保険料の算出方法により計算します。</p> <p>6 継続契約に適用する普通約款、特約条項および保険料は、各継続契約の初日におけるものとします。ただし、お客様に不利益が生じる保険契約の変更を行う場合を除きます。</p> <p>7 弊社は、この商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合は、その契約の継続を引き受けないことがあります。</p> <p>8 弊社は、第4項および第7項の適用を行う場合は、お客様に書面にて速やかに通知します。</p>
<p>第8条（保険証券等の不発行）</p> <p>1 弊社は、この特約が付帯された場合において、保険証券および継続証を発行せず、電磁的方法により保険契約内容を閲覧できるようにします。</p> <p>2 第1項の閲覧可能期間は、保険始期日から保険終期日後3年間とします。ただし、解約、解除、失効、無効の場合は、保険終期日を各発生日と読み替えます。</p>
<p>第9条（普通約款の適用除外）</p> <p>普通約款第9条（ご契約時の告知義務）、普通約款第10条（ご契約後の通知義務）、普通約款第13条（お客様による保険契約の解約）、普通約款第23条（保険契約の継続）の規定は適用しません。</p>
<p>第10条（準用規定）</p> <p>この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約条項の規定を準用します。</p>